

# 令和5年第2回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和 5年 2月24日 (金)

午後3時00分

場 所 湧別町文化センターさざ波

多目的ホール

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 5年 1月23日		
2	招集の期日	令和 5年 2月24日		
3	会 期	令和 5年 2月24日から 令和 5年 2月24日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	4 名		
6	欠席委員氏名			
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	10 件	10 件	0 件	0 件
	計			
	10 件	10 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和5年教育委員会第1回定例会会議録の承認について
報告第1号	湧別地区中高一貫教育推進委員会について
議案第1号	湧別町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について
議案第2号	湧別町スポーツ・文化合宿誘致事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
議案第3号	令和4年度教育費予算の補正について
議案第4号	第3次湧別町社会教育中期計画の策定について
議案第5号	令和5年度教育行政執行方針について
議案第6号	令和5年度教育費予算について
議案第7号	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて
協議第1号	上湧別地区義務教育学校（仮称）の整備事業について

承認第1号

令和5年教育委員会第1回定例会会議録の承認について

記

署名委員 井上久恵氏より報告

令和5年2月24日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

## 報告第1号

### 湧別地区中高一貫教育推進委員会について

湧別地区中高一貫教育推進委員会について、次のとおり報告する。

#### 記

#### 1 連携校の変更

現 在	4月1日以降
湧別町立上湧別中学校 <u>湧別町立湧別中学校</u> 湧別町立芭露学園 北海道立湧別高等学校	湧別町立上湧別中学校 <u>湧別町立ゆうべつ学園</u> 湧別町立芭露学園 北海道立湧別高等学校

令和5年2月24日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

#### 提案理由

湧別中学校が、湧別小学校との統合による義務教育学校ゆうべつ学園として新設するため。

## 議案第 1 号

湧別町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について

湧別町招致外国青年任用規則（平成 21 年教育委員会規則第 8 号）の一部を改正する規則を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和 5 年 2 月 24 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

### 提案理由

一般財団法人自治体国際化協会が招致外国青年任用規則の一部改正を行ったことから、これに準じ本規則を改正するものである。

湧別町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則

湧別町招致外国青年任用規則（平成21年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>任期中</u>において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) 参加者の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後<u>1年</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(10) 参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の参加者にあっては、その子の当該参加者以外の親が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>一の年度</u>において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) 参加者の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後<u>8週間</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(10) 参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の参加者にあっては、その子の当該<u>男子</u>の参加者以外の親が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含</p>

改正後	改正前
<p>を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p> <p>(11)～(13) 略</p> <p>(14) 参加者が、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他湧別町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成21年規則第25号）で定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>任期中</u>において、5日（要介護者が複数の場合にあつては、10日とする。）以内で必要と認められる期間</p> <p>(15)及び(16) 略</p> <p><u>(17) 参加者が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき、必要と認められる期間</u></p> <p><u>(18)</u> 略</p>	<p>む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p> <p>(11)～(13) 略</p> <p>(14) 参加者が、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他湧別町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成21年規則第25号）で定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>一の年度</u>において、5日（要介護者が複数の場合にあつては、10日とする。）以内で必要と認められる期間</p> <p>(15)及び(16) 略</p> <p><u>(17)</u> 略</p>



改正後	改正前
<p>(19) 妊娠中の女子の参加者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 <u>適宜休息</u>し、又は補食するために必要と認められる時間</p> <p><u>(20)～(22) 略</u></p> <p>2 前項第1号から第9号まで及び<u>第18号から第22号までの特別休暇は有給とし、同項第10号から第17号までの特別休暇は無給とする。</u></p> <p>(育児休業)</p> <p>第15条 養育する子が1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として湧別町職員の育児休業等に関する条例（平成21年条例第39号。以下「条例」という。）で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない参加者は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、条例に定める日まで、育児休業をすることができる。<u>ただし、当該子について、既に2回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 子の出生の日から8週間を経過する日までの期間内に、参加者が当該子についてする育児休業（次号に掲げる育児休業を除</u></p>	<p>(18) 妊娠中の女子の参加者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 <u>適宜休憩</u>し、又は補食するために必要と認められる時間</p> <p><u>(19)～(21) 略</u></p> <p>2 前項第1号から第9号まで及び<u>第17号から第21号の特別休暇は有給とし、同項第10号から第16号までの特別休暇は無給とする。</u></p> <p>(育児休業)</p> <p>第15条 養育する子が1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として湧別町職員の育児休業等に関する条例（平成21年条例第39号。以下「条例」という。）で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない参加者は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、条例に定める日まで、育児休業をすることができる。</p>

改正後	改正前
<p>く。)のうち最初のもの及び2回目のもの</p> <p><u>(2) 参加者が任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該参加者が、任期を更新され、又は任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）</u></p> <p>2 略</p> <p>(部分休業)</p> <p>第16条 参加者が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該<u>参加者</u>が3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき、参加者について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該参加者が第14条第1項第10号における保育時間又は同項第16号における介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から保育時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）、勤務時間の一部について部分休業をすることができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(免職、休職等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 町は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。</p>	<p>2 略</p> <p>(部分休業)</p> <p>第16条 参加者が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該<u>職員</u>が3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき、参加者について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該参加者が第14条第1項第10号における保育時間又は同項第16号における介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から保育時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）、勤務時間の一部について部分休業をすることができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(免職、休職等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 町は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 第14条第1項第6号及び第7号に規定する場合を除く外、参加者が病気（第31条第1項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。<u>第30条第2号</u>の日数において同じ。）を超える場合</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>（休暇及び休職の手続）</p> <p>第32条 第13条第1項、第14条第1項第1号から第5号まで及び同項第8号から<u>第21号</u>までの休暇を取得する場合は予定日数を、<u>同項第22号</u>の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(1) 第14条第1項第6号及び第7号に規定する場合を除く外、参加者が病気（第31条第1項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。<u>次項</u>の日数において同じ。）を超える場合</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>（休暇及び休職の手続）</p> <p>第32条 第13条第1項、第14条第1項第1号から第5号まで及び同項第8号から<u>第20号</u>までの休暇を取得する場合は予定日数を、<u>同項第21号</u>の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第2号

湧別町スポーツ・文化合宿誘致事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の  
制定について

湧別町スポーツ・文化合宿誘致事業補助金交付要綱（平成28年教育委員会告示第9号）の一部を改正する要綱を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和5年2月24日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

### 提案理由

補助対象者の「大学生」に「短期大学生、専修学校生及び高等専門学校生」が含まれることを定義づけるため、本要綱を改正するものである。

湧別町スポーツ・文化合宿誘致事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

湧別町スポーツ・文化合宿誘致事業補助金交付要綱（平成28年教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助の対象者は、町内の宿泊施設（公共施設を含む）を利用し、かつ、町内施設を利用して行う合宿で、次の各号のいずれにも該当する5人以上の町外のスポーツ・文化団体又はその町外のスポーツ・文化団体を誘致する主に町民で組織された団体とする。</p> <p>(1) 小学生、中学生、高校生、<u>大学生等</u>（<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学、短期大学、専修学校及び高等専門学校に在籍する者をいう。以下同じ。</u>）、社会人、実業団及びプロの団体</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(補助対象日数)</p> <p>第3条 補助の対象となる日数は、小学生、中学生の団体は1泊2日以上6泊7日以内とし、高校生、<u>大学生等</u>、社会人、実業団及びプロの団体は2泊3日以上6泊7日以内の町内で合宿をする日から合宿が終了した日までの日数とする。</p> <p>2 各種公式大会等に参加出場するために宿泊し、かつ、その前後に合宿のために宿泊する場合は、小学生、中学生の団体は2泊3日以上6泊7日以内とし、高校生、<u>大学生等</u>、社会人、実業団及びプロの団体は3泊4日以上6泊7日以内とする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、次のとおりとし、算定した補助金の額に1,000</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助の対象者は、町内の宿泊施設（公共施設を含む）を利用し、かつ、町内施設を利用して行う合宿で、次の各号のいずれにも該当する5人以上の町外のスポーツ・文化団体又はその町外のスポーツ・文化団体を誘致する主に町民で組織された団体とする。</p> <p>(1) 小学生、中学生、高校生、<u>大学生</u>、社会人、実業団及びプロの団体</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(補助対象日数)</p> <p>第3条 補助の対象となる日数は、小学生、中学生の団体は1泊2日以上6泊7日以内とし、高校生、<u>大学生</u>、社会人、実業団及びプロの団体は2泊3日以上6泊7日以内の町内で合宿をする日から合宿が終了した日までの日数とする。</p> <p>2 各種公式大会等に参加出場するために宿泊し、かつ、その前後に合宿のために宿泊する場合は、小学生、中学生の団体は2泊3日以上6泊7日以内とし、高校生、<u>大学生</u>、社会人、実業団及びプロの団体は3泊4日以上6泊7日以内とする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、次のとおりとし、算定した補助金の額に1,000</p>

改正後	改正前
<p>円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 宿泊費</p> <p>ア 宿泊先が町内の民間の宿泊施設（ホテル、旅館）の場合は、合宿者1人につき宿泊単価（食事代除く）に実宿泊日数を乗じて得た額とし、小学生、中学生、高校生の団体は、3分の2以内、<u>大学生等</u>、社会人、実業団及びプロの団体は、3分の1以内とする。ただし、40人を限度とする。</p> <p>イ 宿泊先が町内の公共施設の場合は、貸布団代、入浴代の実費額とし、小学生、中学生、高校生の団体は、3分の2以内、<u>大学生等</u>、社会人、実業団及びプロの団体は、3分の1以内とする。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 交通費</p> <p>ア 公共交通機関を利用する場合は、最も経済的な通常の経路とし、その実費運賃の小学生、中学生、高校生の団体は、3分の2以内、<u>大学生等</u>、社会人、実業団及びプロの団体は、3分の1以内とする。</p> <p>イ 交通手段に自家用バスを使用する場合の費用は、1kmにつき40円と高速道路料金を含め、小学生、中学生、高校生の団体は、3分の2以内、<u>大学生等</u>、社会人、実業団及びプロの団体は、3分の1以内とする。</p> <p>ウ 交通手段に貸切バス等及び航空機を使用する場合の費用は、実費額に小学生、中学生、高校生の団体は、3分の2以内、<u>大学生等</u>、社会人、実業団及びプロの団体は、3分の1以内を乗じて得た額とする。ただし、次に掲げる額を超えるときは、当</p>	<p>円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 宿泊費</p> <p>ア 宿泊先が町内の民間の宿泊施設（ホテル、旅館）の場合は、合宿者1人につき宿泊単価（食事代除く）に実宿泊日数を乗じて得た額とし、小学生、中学生、高校生の団体は、3分の2以内、<u>大学生</u>、社会人、実業団及びプロの団体は、3分の1以内とする。ただし、40人を限度とする。</p> <p>イ 宿泊先が町内の公共施設の場合は、貸布団代、入浴代の実費額とし、小学生、中学生、高校生の団体は、3分の2以内、<u>大学生</u>、社会人、実業団及びプロの団体は、3分の1以内とする。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 交通費</p> <p>ア 公共交通機関を利用する場合は、最も経済的な通常の経路とし、その実費運賃の小学生、中学生、高校生の団体は、3分の2以内、<u>大学生</u>、社会人、実業団及びプロの団体は、3分の1以内とする。</p> <p>イ 交通手段に自家用バスを使用する場合の費用は、1kmにつき40円と高速道路料金を含め、小学生、中学生、高校生の団体は、3分の2以内、<u>大学生</u>、社会人、実業団及びプロの団体は、3分の1以内とする。</p> <p>ウ 交通手段に貸切バス等及び航空機を使用する場合の費用は、実費額に小学生、中学生、高校生の団体は、3分の2以内、<u>大学生</u>、社会人、実業団及びプロの団体は、3分の1以内を乗じて得た額とする。ただし、次に掲げる額を超えるときは、当該</p>

改正後	改正前
<p>該掲げる額を限度とする。</p> <p>(ア) 及び(イ) 略</p> <p>(3) 町内公共施設使用料</p> <p>ア 町内公共施設を使用する場合の使用料は、小学生、中学生、高校生の団体は、3分の2以内、<u>大学生等</u>、社会人、実業団及びプロの団体は、3分の1以内とする。</p> <p>イ 照明施設、備品等を使用する場合の使用料は、小学生、中学生、高校生の団体は、3分の2以内、<u>大学生等</u>、社会人、実業団及びプロの団体は、3分の1以内とする。</p> <p>(4) 略</p>	<p>掲げる額を限度とする。</p> <p>(ア) 及び(イ) 略</p> <p>(3) 町内公共施設使用料</p> <p>ア 町内公共施設を使用する場合の使用料は、小学生、中学生、高校生の団体は、3分の2以内、<u>大学生</u>、社会人、実業団及びプロの団体は、3分の1以内とする。</p> <p>イ 照明施設、備品等を使用する場合の使用料は、小学生、中学生、高校生の団体は、3分の2以内、<u>大学生</u>、社会人、実業団及びプロの団体は、3分の1以内とする。</p> <p>(4) 略</p>

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

議案第3号

令和4年度教育費予算の補正について

令和4年度教育費予算の補正について、次のように議会に提案するように、町長に申し出をする。

記

別冊のとおり

(令和5年3月8日開会予定：町議会第1回定例会)

令和5年2月24日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

令和4年度教育費予算の補正について、議会の同意を得ようとするものである。



議案第4号

第3次湧別町社会教育中期計画の策定について

第3次湧別町社会教育中期計画を次のように策定する。

記

別冊のとおり

令和5年2月24日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

令和5年度から5年間の社会教育事業の指針とするため、第3次社会教育中期計画を定めようとするものである。

議案第5号

令和5年度教育行政執行方針について

令和5年度教育行政執行方針について、次のように定めるものとする。

記

別冊のとおり

令和5年2月24日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

令和5年度の教育行政の執行にあたって、関係機関ならびに町民の理解を得て教育の充実と振興を図るため、執行方針を定めようとするものである。

議案第6号

令和5年度教育費予算について

令和5年度教育費予算について、次のように議会に提案するように町長に申し出をする。

記

別冊のとおり

(令和5年3月8日開会予定：町議会第1回定例会)

令和5年2月24日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

令和5年度教育費予算について、議会の議決を得ようとするものである。

## 議案第7号

### 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて

公の施設の長期かつ独占的な利用について、次のように議会に提案するように町長に申し出をする。

#### 記

- 1 公の施設名 湧別町湧別図書館
- 2 利用者 紋別郡遠軽町生田原安国302番地7  
社会福祉法人 北光福祉会  
理事長 湯 浅 民 子
- 3 利用期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）  
（令和5年3月8日開会予定：町議会第1回定例会）

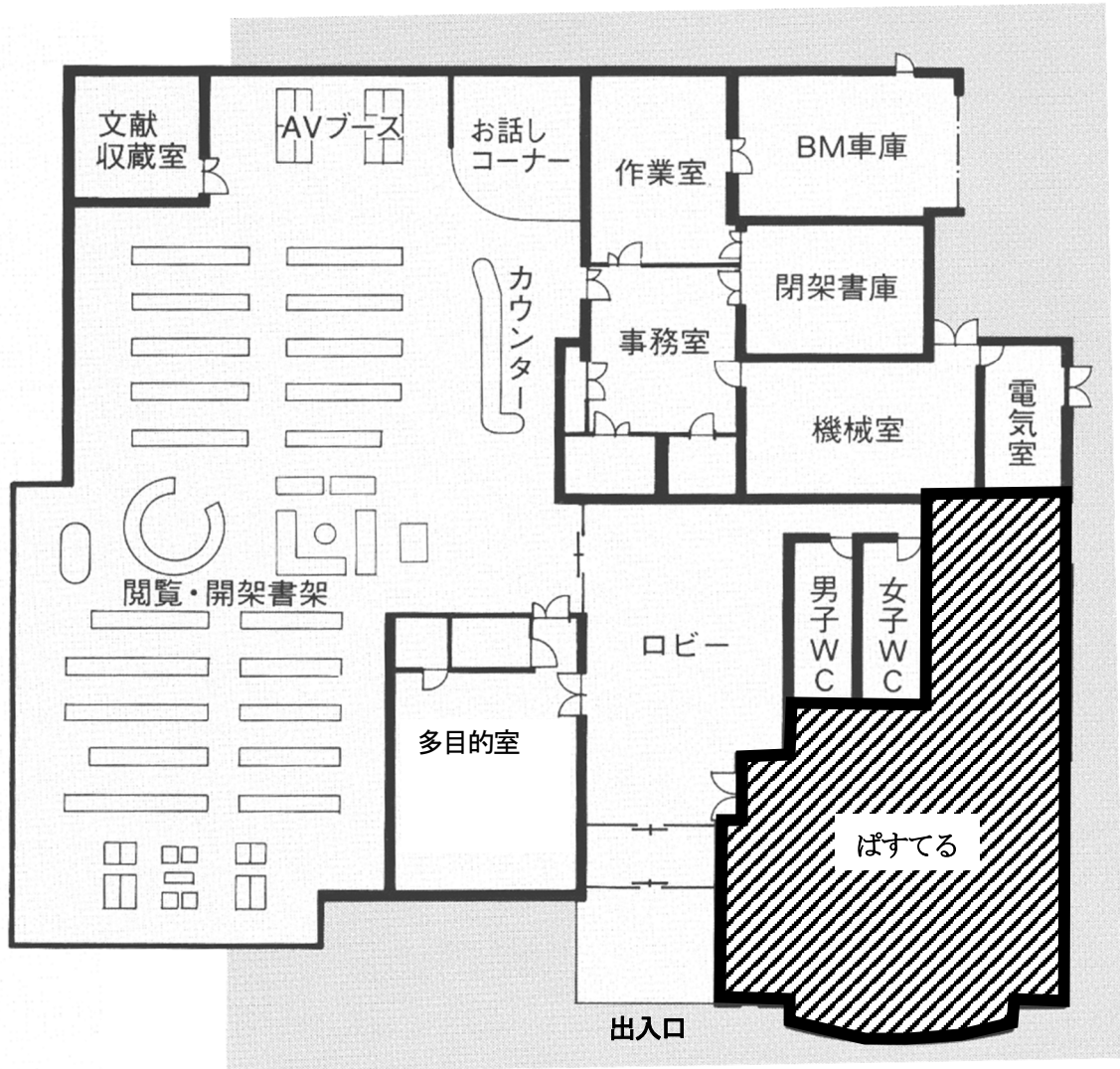
令和5年2月24日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

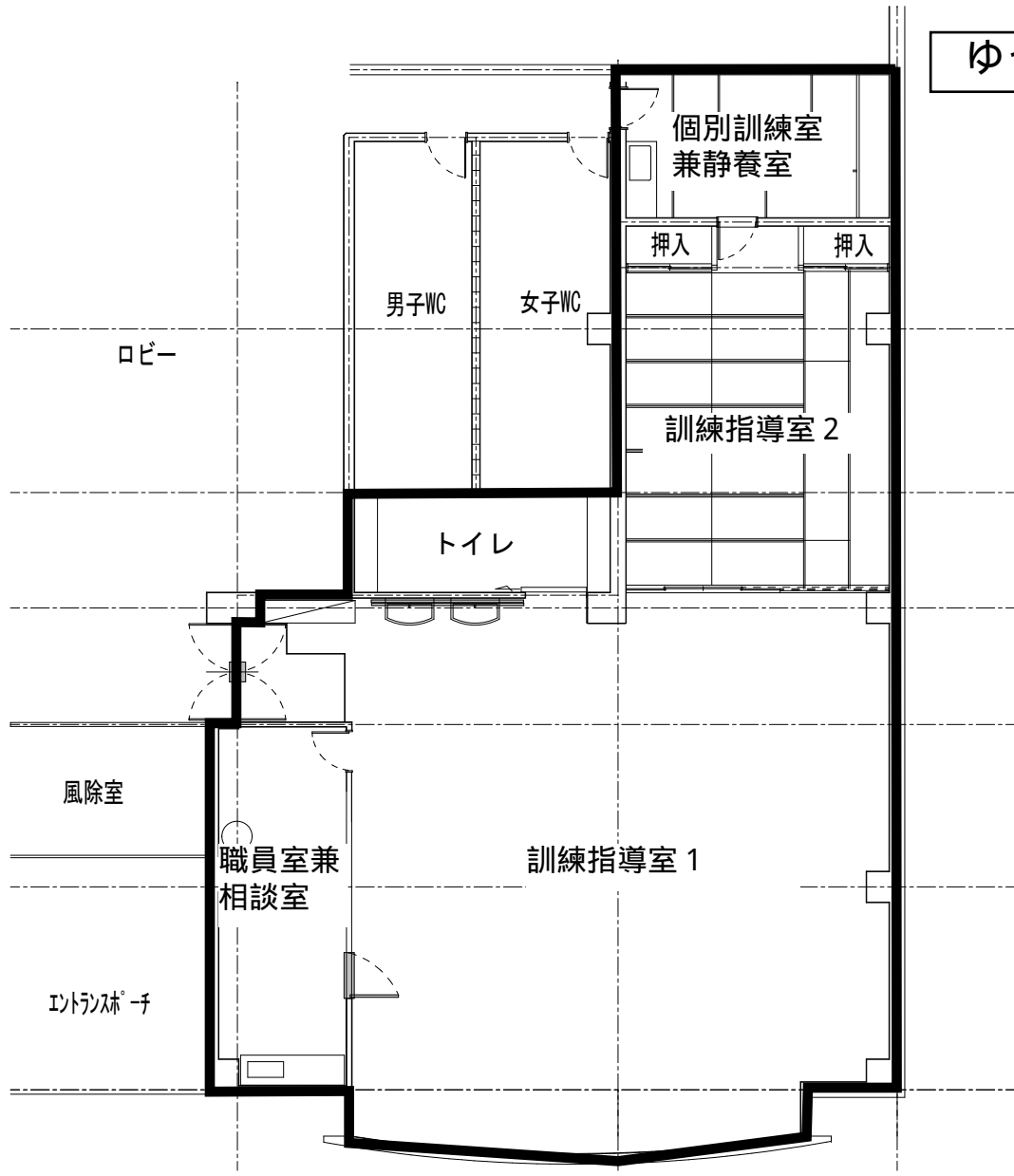
#### 提案理由

湧別町湧別図書館の一部を障がい児通所支援事業運営に利用させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号並びに湧別町議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（平成21年条例第61号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

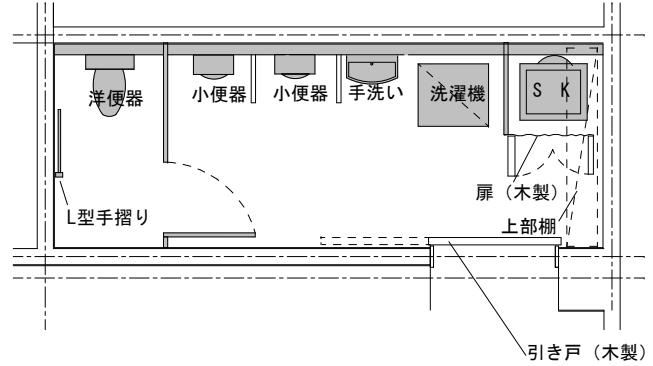
# 湧別図書館平面図



ゆうべつこどもスペース「ぱすてる」平面図



平面図



トイレ詳細図

協議第1号

上湧別地区義務教育学校（仮称）の整備事業について

上湧別地区義務教育学校（仮称）の整備事業について次のように協議する。

記

別紙のとおり

令和5年2月24日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉